

## 地域の優良企業の活用に係る試行について

### 1 目的

当局が発注する工事において、地域に密着した優良な技術を有する企業を特定建設工事共同企業体の構成員として活用することで、確実かつ円滑な施工を図ると共に、より一層の防衛施設としての品質・性能の向上を図る目的から以下の措置を講じます。

### 2 対象施設

隊舎、宿舎等、地域に密着した優良な技術を有する企業が実績を有する施設について適用するものとします。

### 3 措置内容

対象施設に係る工事のうち1件当たりの工事概算金額が概ね5億円程度以上基準額未満の工事については、特定工事共同企業体での参加を認めることとし、その際の諸規定は以下のとおりとします。

#### (1) 代表者の技術的要件等

代表者は、同一の等級の者にあつては発注工事に対応する工種に係る施工能力が大きいと認められる者とし、等級の異なる者の間にあつては上位の等級の者とし、発注工事と同程度の工事の施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものであること。

また代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

#### (2) 構成員の数

構成員の数は2社又は3社

#### (3) 構成員の組み合わせ

構成員の組合せは、等級が最上位等級に属する者と次順位等級に属する者又は第三位等級に属する者との組合せとする。

#### (4) 構成員の技術的要件等

代表者以外の構成員の工事の施工実績については、代表者の技術的要件より大幅に緩和。

また、代表者以外の構成員は、地域に密着した優良な技術を有する者であること。

#### (5) 総合評価方式のタイプ

総合評価方式を適用する場合は、簡易・地域評価型を適用。

上記の対象工事については、工事の規模及び内容等を勘案のうえ、決定することとします。